

2020.6 のブログ：マイナンバーによるオンライン申請の失敗の原因は？

(→ <http://www.1968start.com/M/blog/index2.html#2006>) の別紙

マイナンバーによるオンライン申請の失敗の原因は？

中所 武司

■関連記事

特別定額給付金（10 万円）の申請方法に関して、6/1 までに
43自治体がオンライン申請の受け付けを停止した。
この問題について、情報システム構築（ソフトウェア工学）の観点で考察する。

●マイナンバーカード総合サイト (<https://www.kojinbango-card.go.jp/>) によると
マイナンバーとは、「行政の効率化、国民の利便性を高める制度」で、
マイナンバーカード 1 枚で次の 6 項目が可能とのこと：

(1) 個人番号を証明する書類として

マイナンバー（個人番号）の提示が必要な場面で利用可能

(2) 各種行政手続きのオンライン申請

マイナポータルへのログイン、各種行政手続きのオンライン申請に利用可能

(3) 本人確認の際の公的な身分証明書

マイナンバーの提示と本人確認が同時に必要な場面で利用可能

金融機関の口座開設・パスポートの新規発給などで活用可能

(4) 各種民間のオンライン取引に

オンラインバンキングなど、各種の民間のオンライン取引に利用可能

(5) 様々なサービスを搭載した多目的カード

市区町村や国等が提供する様々なサービスをマイナンバーカードと一体化

(6) コンビニなどで各種証明書を取得

コンビニなどで住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明書を取得可能

●日経コンピュータの記事

「10 万円オンライン申請は「失敗」だったのか？ 自治体を混乱させた本当の要因」
(<https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/column/18/00139/060500068/>)
では、次のような指摘（抜粋）がある。

* 今回のオンライン申請では、氏名や住所などの誤入力や二重申請が多く、
自治体を持つ住民情報との照合に多大な手間がかかった

* 一方、行政機関と自治体のシステム間で住民データをやり取りする場合、
自治体を持つ住民の基本情報（氏名・住所・性別・生年月日）を送信してはならない
という運用ルールがあり、世帯主や世帯構成員の名前の自動入力ができなかった

* 2008 年の住基ネットを合憲と認める最高裁判決にそって、マイナンバーシステムでは、
「個人情報の一元的な管理」を避ける仕様となった

*マイナンバー法の別表で、利用できる事務（法定事務）を厳格に定めており、今回の申請事務で、氏名・住所を使用することはできない

*現在のサービスは「紙での申請業務をそのまま電子化したシステム」なので、今回も氏名や住所などは手入力になっている

■ソフトウェア工学の視点でのコメント

★行政システム開発時（要求分析）に、利用形態を想定した使い勝手や利用率がしっかり考慮されていない。

★Webサービス連携を考慮したインタフェース設定になっていない、すなわち、想定外の新機能の追加を容易にする仕掛けができていない

【＜過去の関連する学会発表とブログ＞】

●関連する学会発表（拙著）

- ・「システムの利用率は要求分析の対象では？」 情報処理学会
ウィンターワークショップ 2010・イン・倉敷 論文集、pp. 39-40（Jan. 2010）
→ <詳細 <http://www.1968start.com/M/paper/1001chu.pdf> >
- ・「電子自治体向けフォームベースシステムと検索・記入・提出用ポータルサイトの構築法」、情報処理学会 第 65 回全国大会
特別トラック「e-Japan の進展」講演論文集、pp. 5575-5578（Mar. 2003）
→ <詳細 <http://www.1968start.com/M/paper/0303chusho.pdf> >

●関連ブログ

- ・2019. 12 【失敗した e-Japan 戦略】
→ <詳細 <http://www.1968start.com/M/blog/index.html#1912b> >
- ・2019. 10 【続：利用されない行政システムの開発がなくなる】
→ <詳細 <http://www.1968start.com/M/blog/index.html#1910> >
- ・2009. 11 【いつまで繰り返す電子政府の電子申請システムの無駄】
→ <詳細 <http://www.1968start.com/M/blog/old.html#0911> >
- ・2006. 4 【e-Japan 戦略から IT 新改革戦略へ】
→ <詳細 <http://www.1968start.com/M/blog/old.html#0604> >

以上